

山梨県防災基本条例の概要

【目的】(1条)

この条例は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等の設置者又は管理者及び自主防災組織等の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項その他必要な事項を定めることにより、災害対策基本法その他の法令と相まって、防災のための対策を総合的かつ一体的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

【定義】(2条)

災害 防災 防災関係機関 自主防災組織等 要配慮者 避難行動要支援者

【基本理念】(3条)

- 1 防災対策は、自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に行われ、防災対策の主体の適切な役割分担に基づく協働により推進されなければならない。
- 2 防災対策は、災害時において、人の生命及び身体を守ることを最も優先させるとともに、被害の最小化を図ることを基本として行われなければならない。
- 3 防災対策は、被災者等の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者の置かれている状況に配慮し、かつ、被災者等の年齢、性別その他の被災者等の事情を踏まえて行われなければならない。

【各主体の役割等】(4条～9条)

県民の役割(4条)

- 1 日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努める
- 2 自主防災組織等の防災活動に積極的に参画し、又は協力するよう努める
- 3 県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努める
- 4 過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努める

事業者の役割(5条)

- 1 日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努める
- 2 自主防災組織等が実施する地域における防災対策に協力するよう努める
- 3 県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努める
- 4 災害時において、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員の安全の確保に努める
- 5 災害時において事業を継続し、又は中断した事業を早期に再開するための計画の作成その他の事業の継続等のために必要な措置を講ずるよう努める

学校等の設置者等の役割(6条)

- 1 日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努める
- 2 自主防災組織等が実施する地域における防災対策に協力するよう努める
- 3 県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努める
- 4 災害時において、当該学校等における乳幼児、児童又は生徒の安全の確保に努める

自主防災組織等の役割(7条)

- 1 地域住民及び消防団等と協力して、地域における防災対策を実施するよう努める
- 2 県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努める

県の責務(8条)

県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、他の防災対策の主体と協働して、防災対策を総合的に推進する責務を有する

市町村との連携(9条)

県は、市町村が防災対策において果たす役割の重要性に鑑み、防災対策の実施に当たっては、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村の防災対策に関し必要な支援に努める

【基本的な取組事項】(10条～29条)

基本的な取組事項を災害予防、災害応急対策、災害復旧の3つに分類し、項目ごとに整理

1 災害予防(10条～22条)

【県民】

防災教育、防災訓練等の実施等(10条)
建築物の倒壊の防止等(17条)
物資の備蓄等(19条)

【事業者】

防災教育、防災訓練等の実施等(10条)
建築物の倒壊の防止等(17条)
物資の備蓄等(19条)

【学校等の設置者等】

防災教育、防災訓練等の実施等(10条)
建築物の倒壊の防止等(17条)
物資の備蓄等(19条)

【自主防災組織等】

防災教育、防災訓練等の実施等(10条)
物資の備蓄等(19条)

【県】

防災教育、防災訓練等の実施等(10条)
自主防災組織等に関する支援等(11条)
消防団への加入促進等に関する支援(12条)
ボランティア活動の支援(13条)
業務の継続に係る体制の整備(14条)
医療救護体制の整備(15条)
要配慮者に係る事前の措置(16条)
建築物の倒壊の防止等(17条)
公共施設等の維持管理等(18条)
物資の備蓄等(19条)
協定の締結(20条)
防災に関する情報の提供等(21条)
広域的な連携の強化(22条)

2 災害応急対策(23～28条)

【県民・事業者・学校等の設置者等・自主防災組織等】

円滑な避難等(25条)
地域における共助(26条)
指定避難所の運営等(27条)
ボランティアによる支援活動(28条)

【県】

情報の収集等(23条)
災害応急体制の確立(24条)
指定避難所の運営等(27条)

3 災害復旧(29条)

災害復旧(29条)

【防災対策の推進に関するその他の施策】(30条～32条)

自助、共助等に関する指針(30条)

・知事は、自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に行われるために必要な防災対策に関する指針を定める

地区防災計画の策定の普及促進等(31条)

・県は、市町村と連携して、地区防災計画の策定の重要性についての県民の理解と関心を深めるための普及啓発に努める
・県は、地区防災計画の素案の作成及び提案並びに定められた計画に基づく防災活動の実施に関し必要な支援に努める

山梨県防災月間(32条)

・防災に対する県民の意識の高揚を図るため、防災月間を設ける
・防災月間は、十一月とする
・県は、防災月間において、その趣旨にふさわしい事業を行うよう努めるとともに、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励する